

令和2年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

1	議案第 110 号 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案 について	1
2	議案第 111 号 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例案 について	2
3	議案第 119 号 調停の合意について	3

◎ 所管事項説明

1	「“命”と“経済”の両立をめざす『みえモデル』(環境生活部関係)につ いて	4
2	「令和2年版成果レポート(案)」(環境生活部関係)について	9
3	「三重県地球温暖化対策総合計画(仮称)」の骨子案について	10
4	「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例(仮称)」の制定に向けた検討 について	19
5	「第3次三重県男女共同参画基本計画」の策定について	21
6	「交通安全の保持に関する条例」の改正について(骨子案)	23
7	食品ロス削減の取組について	26
8	三重県認定リサイクル製品および県の購入・使用の状況等について	29
9	各種審議会等の審議状況について	31

別冊1 令和2年版成果レポート(案) (環境生活部関係抜粋)

令和2年6月22日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 110 号 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する 条例案について

1 改正の背景

三重県環境学習情報センターは指定管理者制度を活用して管理運営を行っていますが、指定管理期間の満了に伴って令和3年度以降の指定管理者を選定するにあたり、センターのあり方について検討を行った結果、センター機能の充実・強化と施設運営の効率化を図るため、来館者の利用状況をふまえて開館時間等の見直しを行うものです。

2 改正の概要

(1) 開館時間の変更

改正前 午前9時～午後5時30分

改正後 午前9時～午後4時

(2) 休館日の設定

改正前 12月29日～翌年1月3日

改正後 月曜日および土曜日（これらの日が祝日にあたる場合は開館）、
12月29日～翌年1月3日

休館日とする月曜日および土曜日であっても、イベント等を開催する際は臨時開館するほか、センター以外の場所で行う講座等は、これまでどおり実施します。

3 施行日

令和3年4月1日

なお、開館時間等の変更にあたっては、ホームページ等の広報媒体を活用し、事前に適切な周知を行います。

(議案補充説明)

2 議案第 111 号 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する 条例案について

1 改正の背景

三重県交通安全研修センターは、指定管理者制度を活用して管理運営を行っていますが、指定管理期間の満了に伴って令和3年度以降の指定管理者を選定するにあたり、センターのあり方について検討を行った結果、団体研修特化型施設としてセンター機能の充実・強化と施設運営の効率化を図るため、休館日の見直しを行うものです。

2 改正の概要

(1) 改正前

土曜日および国民の休日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日まで

(2) 改正後

日曜日、土曜日および国民の休日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日まで

従来、月～木曜日を団体研修実施日、金曜日、日曜日を団体研修受講者以外の一般来場者対応日、土曜日を休館日としていますが、令和3年度からは、企業、各種団体等が施設の強みである参加・体験・実践型の団体研修を受講しやすくするため、平日である金曜日も新たに団体研修実施日とするとともに、日曜日を休館日とすることにより、団体研修特化型施設としての機能の充実・強化、施設運営の効率化を図ります。

3 施行日

令和3年4月1日

なお、休館日の変更にあたっては、ホームページ等の広報媒体を活用し、事前に適切な周知を行います。

(議案補充説明)

3 議案第 119 号 調停の合意について

桑名市大字五反田字源十郎新田地内において、油の回収及び処理等を求め、四日市簡易裁判所に申立てを行った民事調停について、今般、四日市簡易裁判所調停委員会から調停案が示されたことから、県はこれを受諾し、調停に合意しようとするものです。

(調停の相手方の住所・氏名)

東京都港区芝浦一丁目1番1号

コスモ石油株式会社 代表取締役 田中 俊一

(調停名)

三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内における油の回収等の措置に係る調停
【事件名：平成 28 年（公）第 1 号 油の回収等の措置請求調停事件】

1 調停案（概要）

県とコスモ石油株式会社（以下「コスモ石油」という。）双方の主張および立証、これまでの調停の経緯、油分のみの処理費用の金額及び積算根拠の精査、疎明による責任の有無・程度、因果関係の存否・範囲、コスモ石油において負担した工事に要した費用、県の将来の負担分等を総合的に考慮し、コスモ石油が県に対し、解決金として金 6 億円を支払うこと。

2 調停の経緯

平成 19 年 9 月、員弁川の河川敷にて油の滲出が確認され、コスモ石油が平成 22 年 3 月まで油の回収等の対策を行っていましたが、当該箇所から回収した油に PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質が含まれることが判明したことから、県は行政代執行により、支障除去等対策工事を進めています。

県は、廃棄物処理法の違反事実は確認されていないものの、コスモ石油が油滲出の原因者と推認し、平成 28 年 10 月にコスモ石油に対して、県議会の議決を経て、油の回収及び処理等を求める民事調停を申し立てました。

調停は、平成 28 年 12 月 19 日の第 1 回期日から、これまでに 13 回にわたって開催され、互いの主張やその根拠等を示し、話し合いが進められました。

令和 2 年 4 月 27 日に調停委員会から調停案が示され、県は、これを受諾し、調停に合意しようとするものです。

なお、コスモ石油は調停案を受諾する意向を示しています。

3 今後の対応

6 月定例月会議において議決が得られましたら、次回、調停期日において成立となる予定です。

1 「“命”と“経済”の両立をめざす『みえモデル』(環境生活部関係)について

“命”と“経済”の両立をめざす「みえモデル」については、3月の緊急経済対策や4月の緊急総合対策で対応した第1ステージ(感染拡大阻止と経済の危機回避ステージ)を経て、今回、第2ステージ(感染症収束と経済回復の両立ステージ)と第3ステージ(新たな日常の創造と未来への進化ステージ)における取組をとりまとめています。

環境生活部においては、新型コロナウイルス感染症により傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図るため、県立文化施設における感染防止対策やデジタル技術を活用した機能向上、私立高校生や外国人等の苦境に立つ人々への支援、未利用食品の有効活用を通じた生活困窮者等への支援、オンラインを活用したNPO活動の促進、差別・偏見をなくす取組の強化などを進めています。

なお、これらの取組のうち、6月補正予算に計上していないものについては、今後の補正予算や令和3年度当初予算編成等の過程で、さらに検討していきます。

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

取組内容	担当課	予算計上	本冊頁
I 県民の命を守り抜く感染拡大の防止			
1 (3) 学校等における感染防止対策 【県立図書館における感染防止対策の徹底】 ○ 県立図書館利用者の図書資料からの感染の不安を取り除くため、書籍消毒機により図書資料へのウイルスの付着防止対策を行う。	文化振興課	6月補正 その2	14
IV 安全・安心な暮らしの再構築			
2 (1) 苦境に立つ人々への支援 【新型コロナウイルス感染症にかかる学生支援】 ○ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金および私立高校生等奨学給付金について、感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、申請の随時受付や入学時の負担が大きい新入生への支給の一部前倒しを行うとともに、授業料の減免や修学奨学金の緊急貸付を行う。また、これらの制度が活用されるための情報提供を行う。	私学課	既決 予算 (4月補正)	45
3 【未利用食品の活用による生活困窮者等への支援】 【DX】(※) ○ 食品ロスの削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の雇用経済が大きな打撃を受けて生活困窮者等への支援が求められており、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用した仕組みづくりを進める。	廃棄物・リサイクル課	6月補正 その2	45

	取組内容	担当課	予算計上	本冊頁
4	<p>【消費者トラブル防止のための情報提供】</p> <p>○ 感染症に便乗した悪質商法等による消費者トラブルの防止や特別定額給付金制度を悪用した詐欺等による被害の防止のため、さまざまな情報媒体を活用した注意喚起を実施する。</p>	くらし・交通安全課	6月 補正 その2	46
5	<p>【NPOへの支援】【DX】</p> <p>○ みえ市民活動ボランティアセンターなどの中間支援組織と連携し、各種支援制度やオンラインの活用、事業展開に関するきめ細かな相談と伴走型支援を行い、地域課題の解決に取り組むNPOによる組織の維持や、中断していた活動の再開を支援することで、ますます悪化・深刻化する県民（とりわけ要配慮者）の課題の一刻も早い解決を図る。</p>	ダイバーシティ社会推進課	6月 補正 その1	46
6	<p>【NPO活動再開支援事業】【DX】</p> <p>○ NPOがオンラインを活用した新たな活動を進めながら、対面での取組も併用する効果的な活動の展開を支援する。また、NPOが活動を再開する際、みえ県民交流センターを使用した場合に、その会場使用料を支援する。</p> <p>さらに、NPOが各地域の市民活動センターにおいて、オンラインシステムを活用した活動を行う場合についても、その会場使用料を支援する。</p>	ダイバーシティ社会推進課	6月 補正 その2	47
7	<p>(3) 新しい生活様式の定着</p> <p>【新しい生活様式を取り入れた消費行動の推奨】</p> <p>○ デマに惑わされない安心して落ち着いた消費行動や「お買物エチケット」等の新しい生活様式の実践に関する普及啓発を実施する。</p>	くらし・交通安全課	6月 補正 その2	48
8	<p>【エシカル消費の普及啓発】</p> <p>○ 消費者が新たな日常において、感染症対策を含む社会的課題の解決に取り組む事業者を応援しながら、消費活動を行う「エシカル消費」の普及啓発に取り組む。</p>	くらし・交通安全課	既決 予算 (当初 予算)	48
9	<p>(4) 県立文化施設の機能向上等</p> <p>【県立文化施設キャッシュレス化事業】【DX】</p> <p>○ 県立文化施設の観覧料等の対面での決済について、新しい生活様式を踏まえるとともに、支払い方法の多様化による県民の利便性の向上のため、キャッシュレスの導入を進める。</p>	文化振興課	6月 補正 その2	48

	取組内容	担当課	予算 計上	本冊 頁
10	<p>【総合博物館等の時間制入室予約システム等の導入】 【DX】</p> <p>○ こども体験展示室等において、一度に利用できる人数を制限することで利用者の安全を確保するとともに、学習体験の質を向上するため、時間制入室予約システムを導入する。</p> <p>体験型イベントや講演会等、多くの利用者が集まるイベントでの安全を確保するとともに、密度の高い学習機会を提供するため、イベント事前予約システムを導入する。</p>	文化振興課	—	48
11	<p>【図書館パワーアップ事業】【DX】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により自宅で過ごす時間が増加したことから、身近な図書館で図書の貸借・返却を行うオンライン予約配送サービス(e-Booking)の利用促進を働きかけるとともに、ニーズに応じた蔵書を増やして読書活動の推進を図る。</p>	文化振興課	6月 補正 その2	48
V 分断と軋轢からの脱却				
12	<p>【デマの拡散や差別・偏見をなくすための取組】【DX】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等への差別・偏見、デマの拡散等の行為は、人権侵害であり、許されないことを早期に周知するため、テレビ、ラジオにより広く呼び掛ける。</p>	人権課	6月 補正 その1 その2	53
13	<p>【訴求力のある人権啓発用ビデオの制作】【DX】</p> <p>○ 差別が「社会の分断と軋轢」を生むことなどを理解し、そのような行動を行わないよう訴求力のある人権啓発素材を作成し、SNS等を活用し配信していく。</p>	人権課	—	53
14	<p>【インターネット上の差別に対する取組の強化】</p> <p>○ 感染患者等へのインターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングについて、市町や関係機関に呼びかけ、幅広く頻回に実施するとともに、違法な書き込み等に対する削除要請等の早期対応を行う。また、インターネット上の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望する。</p>	人権課	6月 補正 その2	54
15	<p>【LGBT等の理解促進強化】【DX】</p> <p>○ LGBTなどの性的指向・性自認にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境づくりのため、ターゲットに応じた啓発など社会全体の理解促進の強化や、当事者目線に立った支援、相談対応の充実などの取組を進める。</p>	ダイバーシティ社会推進課	—	54

	取組内容	担当課	予算計上	本冊頁
16	<p>【外国人住民への相談体制・情報発信の充実】</p> <p>○ 生活に困窮する外国人住民の相談が増加傾向にあることから、みえ外国人相談サポートセンター（Mi e C o）における相談員の増員（2名体制）の期間を延長するとともに、社会保険労務士等による緊急専門相談会を拡充する。</p>	ダイバーシティ社会推進課	6月補正 その1	54
17	<p>【性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発】【DX】</p> <p>○ 感染症に伴う社会・経済状況の変化により、性犯罪・性暴力被害が増加する懸念があるため、性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されるものではないということを、使用する機会が増えたインターネットやSNSの手段を用いて広く、繰り返し呼びかける。</p> <p>また、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」において、SNS相談等を活用しながら、被害者に寄り添ったきめ細かな支援を行う。</p>	くらし・交通安全課	既決 予算 (4月補正)	55
VI 新たな人材育成への転換				
18	<p>(1) 学びの継続と新しい学びの場づくり</p> <p>【私立学校におけるICT環境の整備とオンラインによる学習支援に関する国への要望】【DX】</p> <p>○ 私立学校における児童生徒1人1台端末等の導入後のランニングコスト、通信料、更新費用、有償ソフトウェアの購入等に係る財政的支援を国に要望する。</p> <p>また、家庭におけるオンライン教育に必要な端末等の貸出支援や通信費等に係る財政的支援を国に要望する。</p>	私学課	不要	57

<第3ステージ：新たな日常の創造と未来への進化ステージ>

取組内容		担当課	予算計上	本冊頁
IV 安全・安心な暮らしの再構築				
19	(1) 苦境に立つ人々への支援 【新たな日常におけるNPOの活動モデルの構築】【DX】 ○ NPO活動において、Web会議システム等の活用の横展開を促進するため、活動モデルを構築する。	ダイバーシティ社会推進課	—	51
20	(3) 県立文化施設の機能向上等 【遠隔地域等での総合博物館活用を進めるためのデジタルアウトリーチキットの開発】【DX】 ○ 遠隔地域や直接来館することが困難な方に総合博物館を活用していただくため、博物館資料をもとにした学習教材に加え、遠隔授業等が可能な機材をセットにしたデジタルアウトリーチキットを開発する。	文化振興課	—	52
21	【県立文化施設の新たな活用と文化芸術の活動環境づくり】 ○ 県立文化施設での新しい生活様式に対応した公演等の開催や新たな利用形態の検討・試行を行う。また、文化芸術活動を行う方々について、ニーズを聞きながら活動ができる環境づくりに取り組む。	文化振興課	—	52
V 分断と軋轢からの脱却				
22	【インターネット上の差別に対する取組強化】【DX】 ○ インターネット上での感染患者等に対する差別的な書き込み等にかかるネットモニタリングについて、AIを活用して自動化し、批判等が先鋭化している項目等をリアルタイムに把握し、取組を強化する。	人権課	—	55

※【DX】：デジタル・トランスフォーメーション

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。従来の情報化／ICT利活用では、既に確立された産業を前提にその産業の効率化や価値の向上を実現するものであったのに対し、デジタル・トランスフォーメーションにおいては、その産業のビジネスモデル自体を変革していく。

2 「令和2年版成果レポート（案）」（環境生活部関係）について

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（平成28年度～令和元年度）」（以下「第二次行動計画」という。）における令和元年度の実施概要や、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（令和2年度～令和5年度）」（以下「第三次行動計画」という。）における令和2年度の実施方向等を記載した「令和2年版成果レポート（案）」について、環境生活部の主担当施策を抜粋し、**別冊1**にまとめています。

環境生活部においては、表1のとおり、第二次行動計画の10施策を所管しており、令和元年度の実施状況について、県民指標や活動指標の達成状況等をふまえて、全てを「B ある程度進んだ」と評価しています。また、第三次行動計画においては、9施策を所管しています。

【表1】環境生活部の主担当施策一覧

第二次行動計画			第三次行動計画		
施策名	進展度	別冊頁	施策名	別冊頁	
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	B	1	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	5	
143 消費生活の安全の確保	B	7	143 消費生活の安全の確保	11	
151 地球温暖化対策の推進	B	13	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	17	
152 廃棄物総合対策の推進	B	19	152 廃棄物総合対策の推進	23	
154 大気・水環境の保全	B	25	154 生活環境保全の確保	29	
211 人権が尊重される社会づくり	B	31	211 人権が尊重される社会づくり	35	
212 あらゆる分野における女性活躍の推進	B	37	212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	41	
213 多文化共生社会づくり	B	43	213 多文化共生社会づくり	47	
228 文化と生涯学習の振興	B	49	227 文化と生涯学習の振興	53	
255 協創のネットワークづくり	B	57	〔 行政運営1 「みえ県民力ビジョン」の推進 〕		

3 「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」の骨子案について

1 趣旨

県では、「三重県地球温暖化対策実行計画」（計画期間：2012年度～2020年度）を策定し、温室効果ガスを「2020年度までに2005年度比で20%削減」という目標を掲げ、県域（区域施策編）および県自ら（事務事業編）削減に取り組んできました。

一方、パリ協定の発効など、国際社会が脱炭素に向け大きく舵を切る中、国では、2030年度に2013年度比26.0%、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすとの中長期目標が示されました。

県においては、2030年度を目標年度とする「三重県環境基本計画」を昨年度に策定したことから、これらをふまえ、「三重県地球温暖化対策実行計画」を2020年度中に改定します。さらに、2018年12月に気候変動適応法が施行されたことを受け、次期計画は、気候変動影響を回避・軽減するための適応計画を盛り込んだ総合的な計画として策定します。

2 計画期間

2021年度から2030年度までの10か年の計画とします。

3 計画の方向性

2050年までの脱炭素社会実現を見据えるとともに、三重県の気候、自然、産業といった特徴を生かし、次のような視点から検討を進めていきます。

(1) 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進

国連IPCC報告書において、温室効果ガスの継続的な排出によって、将来、更なる温暖化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることが示されています。経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策に全力で取り組むことはもちろん、現在または将来の気候変動影響に適切に対応していく必要があります。

(2) 環境、経済、社会の統合的向上（SDGsの観点）

「三重県環境基本計画」においては、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進することを基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上をめざすこととしており、経済・社会的な便益の観点を含めて検討します。

(3) 多様な主体との協創を重視

地球温暖化対策は、関係部局を含む全庁的な取組とする必要があるとともに、県民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体等の参画・協働が不可欠です。このため、その立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズでの連携を検討するとともに、それぞれの特性をふまえた役割分担により、戦略的パートナーシップの形成に向けた仕組みづくりを検討します。

4 計画策定の進め方

三重県環境審議会において、学識経験者等で構成される部会を設置し、現行の地球温暖化対策実行計画による取組の進捗状況等を検証しつつ、世界や国の動向、県民からのご意見等をふまえて、策定作業を進めます。

5 今後のスケジュール（案）

2020年	11月	環境審議会（中間案の報告）
	12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明） パブリックコメントの実施
2021年	3月	環境審議会（最終案の報告、答申） 環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 計画決定・公表

6 骨子案

別紙のとおり

三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）（骨子案）

【目次】

- 第1章 総論
 - 1 計画策定の背景
 - (1) 地球温暖化の影響
 - (2) 国際的な動向
 - (3) 国内の動向
 - 2 計画の基本的事項
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画期間
 - (4) この計画でめざす姿
 - (5) 基本的な方向
- 第2章 温室効果ガスの削減
 - 1 基本的事項
 - 2 三重県域の排出状況
 - 3 これまでの取組状況
 - 4 削減目標
 - 5 削減目標達成に向けた取組
- 第3章 気候変動への適応
 - 1 基本的事項
 - 2 三重県の気候の状況と将来予測
 - (1) 気候の状況
 - (2) 気候の将来予測
 - 3 気候変動の影響と適応策
 - (1) 農林水産関係
 - (2) 水環境・水資源分野
 - (3) 自然生態系
 - (4) 自然災害分野
 - (5) 健康分野
 - (6) 産業・経済活動・その他
- 第4章 三重県の取組
 - 1 基本的事項
 - 2 これまでの取組状況
 - 3 削減目標
 - 4 主な削減取組
- 第5章 計画の推進
 - 1 各主体の役割と推進体制
 - 2 進行管理

第1章 総論

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の影響

- ・ 地球温暖化のメカニズムについての概要を記述。
- ・ 地球温暖化の科学的知見として、国連の IPCC 第5次評価報告書、1.5°C特別報告書で示された現況・将来予測を記述。

(2) 国際的な動向

- ・ 京都議定書からパリ協定、2030 アジェンダに至る温暖化対策、特に脱炭素化に向けた国際社会の動きを記述。

(3) 国内の動向

- ・ 東日本大震災（2011年3月）以降のエネルギー政策（エネルギー基本計画、電力小売り自由化、FITの導入）
- ・ 2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定（2015年7月）
- ・ 「地球温暖化対策計画」を閣議決定（2016年3月）
- ・ 気候変動適応法が成立（2018年6月）、「気候変動適応計画」を閣議決定（2018年11月）
- ・ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定（2019年6月）

2 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

- ・ 国内外の地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しており、また、国の地球温暖化対策計画との整合を図る必要があることから、現行の「三重県地球温暖化対策実行計画」を改定するとともに、深刻化する気候変動影響に対し、地域特性をふまえた適応策を推進するため、気候変動適応計画を盛り込んだ総合的な計画として本計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

- ・ 地球温暖化対策推進法で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画として位置付けるとともに、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けます。
- ・ 「三重県環境基本計画」の個別計画として、基本方針やめざすべき姿をふまえたものとしします。

(3) 計画期間

- ・ 2021年度から2030年度までの10年間

(4) この計画でめざす姿

- ・ 2050年の脱炭素社会のイメージを大まかに記述。
- ・ 2030年度のめざす姿について、ある程度具体性をもって記述。

(5) 基本的な方向

- ・ 2050年までの脱炭素社会実現を見据えるとともに、三重県の気候、自然、産業といった特徴を生かし、次のような視点から検討を進めていきます。
 - ① 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進
 - ② 環境、経済、社会の統合的向上（SDGsの観点）
 - ③ 多様な主体との協創を重視

第2章 温室効果ガスの削減

1 基本的事項

- ・ 地球温暖化対策推進法に基づき、計画の目標、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減及び吸収作用の保全・強化を行うための施策について定めます。
- ・ 地球温暖化対策推進法第2条第3項に定める温室効果ガスを対象とします。
(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)

2 三重地域の排出状況

- ・ 2017年度実績(最新)までの推移(推計方法の見直しを含め算定作業中)

3 これまでの取組状況

- ・ 2020年度までを計画期間とする「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」を2012年3月に策定し、温室効果ガス排出量を2020年度までに2005年度比で20%(1990年度比で10%)削減する目標を掲げ、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。
- ・ 2013年12月には、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めた三重県地球温暖化対策推進条例を制定(2014年4月1日施行)し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者及び県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組の促進を図っています。
- ・ 2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意を示しました。
- ・ 県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すとともに、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざす「三重県環境基本計画」を2020年3月に策定しました。
- ・ 地球温暖化対策計画書制度による大規模事業所の自主的取組の促進、中小事業者への環境マネジメントシステムの普及、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進等、事業者の自主的な取組の促進を図りました。
- ・ 三重県地球温暖化防止活動推進センター及び三重県環境学習情報センターを拠点に、低炭素なライフスタイルへの転換の促進や環境教育・環境学習の推進等に取り組みました。
- ・ 住宅の省エネルギー対策のほか、電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりの促進、低燃費車の導入促進、エコ通勤・エコドライブの取組促進、公共交通の利便性の向上等に取り組みました。
- ・ 公共施設への再生可能エネルギーの導入、木質バイオマスや廃棄物等の未利用エネルギーの利用促進、グリーンイノベーションの推進等、再生可能エネルギーの普及促進に取り組みました。
- ・ 森林整備の推進、木材利用の促進、様々な主体による森林づくりの促進、緑地の保全と緑化の推進等、吸収源対策に取り組みました。

4. 削減目標

- 2013 年度を基準年度とし、2030 年度 BAU 排出量（今後追加的な対策を見込まない場合の排出量）と、国・県の取組により見込まれる削減量（積上）から削減目標を算定。

5. 削減目標達成に向けた取組

- 以下の施策体系を基本とし、今後、取組の詳細や追加すべき取組について引き続き検討。

温室効果ガスの 排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減
		環境経営の普及
		環境・エネルギー関連産業の育成と集積
	運輸部門	移動・輸送の低炭素化
		公共交通の充実
		道路交通流対策
	家庭部門	低炭素型ライフスタイルへの転換
		住宅の低炭素化
	部門・分野横断 的対策	再生可能エネルギーの普及促進
		未利用エネルギーの利用促進
		低炭素なまちづくり
	その他	メタン・一酸化二窒素の排出抑制
		代替フロン類の管理の適正化
吸収源対策	森林の保全	
	緑地保全・緑化推進	
	藻場づくりの推進	
	イノベーションの促進	

第3章 気候変動への適応

1. 基本的事項

- 自然災害の対応や熱中症対策など、気候変動の影響を受けると予測されている各分野の事象に関わる施策を全て、適応策と位置付け。
- 最新の気候変動情報を収集し、知見を蓄積しながら、柔軟に施策の見直しを実施。

2. 三重県の気候の状況と将来予測

(1) 気候の状況

- 津市の年平均気温は 100 年あたり 1.58℃上昇し、猛暑日が 50 年あたり約 6 日、熱帯夜は 50 年あたり約 19 日増加。
- 津市の年降水量は、100 年あたり 213mm 減少。

(2) 気候の将来予測

- ・ 2081～2100年の三重県の年平均気温は、厳しい排出削減努力を行わない場合、1981～2000年と比べて3.5～6.4℃上昇し、厳しい排出削減努力を行った場合でも、1.0～2.8℃上昇。

3 気候変動の影響と適応策

(1) 農林水産関係

- ・ コメ、果樹、野菜、畜産、林業、水産業 など

(2) 水環境・水資源分野

(3) 自然生態系

(4) 自然災害分野

- ・ 水害（洪水・内水）、土砂災害、高潮・高波 など

(5) 健康分野

- ・ 熱中症、感染症 など

(6) 産業・経済活動・その他

- ・ 企業等の事業活動、観光、道路交通 など

第4章 三重県の取組

1 基本的事項

- ・ 地球温暖化対策推進法に基づき、県が実施する事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減目標、削減取組等について定めます。
- ・ 地球温暖化対策推進法第2条第3項に定める温室効果ガスを対象とします。（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）
- ・ 県が行うすべての事務及び事業を対象とします。

2 これまでの取組状況

- ・ 県有施設における省エネ・再エネ設備の導入状況、オフィスでの節電対策等、これまでの取組状況について記述。

3 削減目標

- ・ 基準年度、目標設定の考え方等を記述。
- ・ 各部局等の設備更新計画等をふまえた目標値（算定中）を設定。

4 主な削減取組

- ・ エネルギー管理の徹底、計画的な省エネ・再エネ設備の導入、公用車への次世代自動車の導入、省エネデー・ノーマイカーデー・節電等
- ・ 県有施設における削減可能性をふまえた取組の検討
- ・ 県有施設で使用する電力における低炭素化の検討

第5章 計画の推進

1 各主体の役割と推進体制

- ・ 県、市町、事業者、県民、三重県地球温暖化防止活動推進センター、三重県気候変動適応センター、団体・NPO・大学等のそれぞれの役割を記述。
- ・ さまざまな主体が参画する「ミッションゼロ2050みえ推進チーム(仮称)」(※参考資料参照)の設置等、地球温暖化対策を効果的に推進するための各主体の連携・協創について記述。

2 進行管理

- ・ 三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会(仮称)を設置し、計画の評価、進行管理を実施。
- ・ 温室効果ガス排出状況や施策の進捗状況については、サステナビリティレポートや県ホームページ等で定期的に公表。
- ・ 今後の温室効果ガス排出状況の推移、地球温暖化対策に関する国内外の状況、各種施策の実施状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画の見直しを実施。

「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム（仮称）」の取組イメージ

令和元年12月に脱炭素宣言をした本県において、今年度（令和2年度）に「脱炭素社会」の構築に向けて、具体的な取組を開始します。

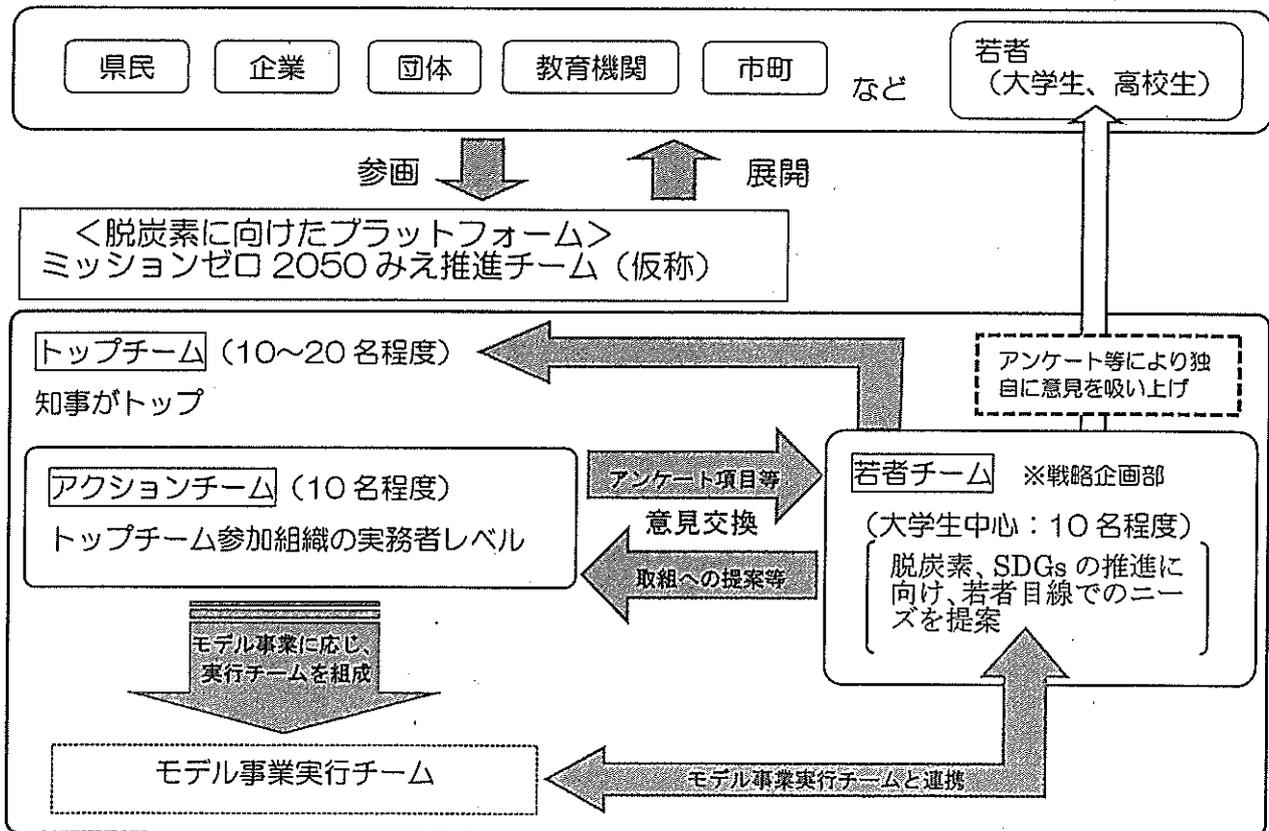
この取組を推進するため、脱炭素に向けたプラットフォーム「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム（仮称）」を産学官等の連携で構築し、まずは3年程度でモデル事業の実施・検証を行います。

事業推進にあたっては、環境生活部と戦略企画部が連携して取り組みます。

【取組スケジュール(案)】

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)
取組内容	課題抽出 モデル事業検討	モデル事業実施	モデル事業検証 普及展開の検討
若者チーム の取組 ※戦略企画部	モデル事業への意見提出 若者アンケート実施	モニタリング等モ デル事業への参画	普及展開の検討 への参画

【事業イメージ】



4 「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」の制定に向けた検討について

1 経緯

本県においては、平成 29 年 12 月にダイバーシティみえ推進方針を策定し、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし、取組を進めており、多様な性的指向（※1）・性自認（※2）についても、県民を対象とした教育・啓発や、職員向けガイドラインの作成（平成 31 年 2 月）および研修、県内相談対応の充実に向けた取組などを実施してきました。

一方、近年、都道府県では、性的指向・性自認に関する差別禁止または、理解増進を目的に、東京都（平成 30 年 10 月）と大阪府（令和元年 10 月）が、新たな条例を制定し、茨城県が、男女共同参画推進条例を改正（平成 31 年 3 月）しています。

こうした中、LGBTをはじめ性的指向・性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題がなくなるよう、多様な性のあり方が認められ、誰もが平等に尊重され、自分らしく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、本県における条例制定の必要性について検討を行ってきました。

（※1）性的指向・・・好きになる相手、性的対象は誰（同性、異性、両性）であるか

（※2）性自認・・・自分の性別をどう認識するか

2 条例制定の意義・効果

性的指向・性自認にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、県として進めてきたこれまでの取組を発展させていく上で、以下の3点から、条例を制定する意義や効果があると考えます。

① 社会全体で理解を共有し、取組を進めることにつながる。

性的指向や性自認が多様であることに対する理解を広げ、多様性を認め合う社会としていくためには、社会全体で取り組むことが重要であり、条例は、社会全体で取り組む根拠を明確にするものです。

② 社会全体で取り組む適時である。

令和 2 年 6 月 1 日（※3）には、改正労働施策総合推進法など関連法が施行され、職場における性的指向や性自認などの機微な個人情報のアウトティング（暴露）はパワーハラメントにあたるというパワハラ防止対策強化や、性的指向・性自認に関するハラスメントを含めたセクハラ防止対策強化が事業主として必要となり、働く場をはじめ社会全体で取り組む適時です。

（※3）パワハラ防止対策強化は、中小事業主については、令和 4 年 4 月 1 日から義務化（それまでは努力義務）。セクハラ等の防止対策強化は、事業所規模を問わず、令和 2 年 6 月 1 日施行。

③ 県が条例を制定することで、県全体の取組の推進につなげていく。

県内では、平成28年4月に伊賀市が全国で3番目にパートナーシップ宣誓制度を導入し、現在、いなべ市も導入を検討中であるなど、一部の自治体では、積極的な動きが見られます。一方で、昨年（令和元年）度に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」のもとに設置された「LGBT支援施策の連携検討会議」（座長：伊賀市、副座長：県、23市町参加）において、各自治体の取組状況を把握、共有する中で、特に取組がなされていない自治体もありました。県が条例を制定することで、県全体での取組の推進につなげていくものです。

当事者支援団体からは、条例があることによる安心感や、県が制定することによる他の自治体、企業、団体に行動が広がるきっかけになるという期待の声があります。

3 条例制定に向けた考え方

(1) 基本的な考え方

改正労働施策総合推進法の施行（令和2年）や国内でのオリンピック・パラリンピック開催（令和3年）を、県民の皆さんと多様性が尊重される社会のあり方を考える相応しい機会と捉え、年度内の制定をめざします。

ダイバーシティ社会の実現に向けて、性的指向・性自認についても社会の理解が広がり、偏見等が解消されるよう、多様な性的指向・性自認に関する県、県民、事業者の責務などを定める新たな条例を制定します。

改正労働施策総合推進法をふまえ、カミングアウトの強制禁止およびアウティング禁止に関して条例へ明記（都道府県では初）する方向で検討します。

今年度策定する次期男女共同参画基本計画および実施計画にも、条例の趣旨を反映させていきます。

(2) 検討の進め方

条例検討にあたっては、当事者および有識者等で構成し、当事者等が抱える課題への対応や行政、県民、事業者の役割などについて専門的な見地から検討いただく「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」検討会議（以下「有識者等条例検討会議」という。）を設置するとともに、社会の動向、地域の実情などについて各方面からも幅広くご意見をいただきます。

県議会に、随時、検討段階に応じた案をご提示し、ご議論をいただきながら進めます。

(3) 今後のスケジュール（案）

令和2年7～8月	各方面への意見聴取 有識者等条例検討会議（素案の作成）
10月	環境生活農林水産常任委員会（素案の説明）
10～11月	パブリックコメント 有識者等条例検討会議（最終案の作成）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
令和3年2月	定例月会議 議案提出
3月	環境生活農林水産常任委員会（議案の説明）
3月	公布

5 「第3次三重県男女共同参画基本計画」の策定について

1 趣旨

県では、「男女共同参画社会基本法」および「三重県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の規定に基づく基本計画を平成14年に策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」について、平成29年3月に改定し、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく都道府県推進計画としても位置付け、取組を進めてきたところです。

現行の基本計画の期間は令和2年度で終了することから、新たに「第3次三重県男女共同参画基本計画」を以下の方針に基づき策定します。

2 策定方針

(1) 計画期間

令和3年4月～令和13年3月（10年間）

※現行計画：平成23年4月～令和3年3月（10年間、平成29年3月改定）

(2) 基本方針

策定にあたっては、以下のポイントをふまえ検討を進めていきます。

① 現行計画における成果の検証と課題の整理

女性の活躍推進や政策・方針決定過程への男女共同参画の推進等の施策について、三重県男女共同参画審議会による評価や提言をふまえ、これまでの取組の成果と残された課題を明らかにします。

② SDGsの考え方の取り入れ

みえ県民カビジョン・第三次行動計画に新たな視点として取り入れたSDGsは、2030年までの持続可能な開発目標として、「ジェンダー平等の実現」をゴールの一つに掲げており、基本計画と目標年および取組の方向性も同じであるため、その考え方を取り入れます。

③ 「ダイバーシティみえ推進方針」および「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」（令和2年度内に制定予定）の趣旨の反映

男女共同参画社会の実現に向け、県民一人ひとりが性別等に関わらず、その個性や能力を發揮し、多様な生き方が認められるよう、取組の一層の推進を図るため、上記の趣旨を計画に反映させます。

④ 男女共同参画に関する動向の反映

- ・国の第5次男女共同参画基本計画の閣議決定（令和2年12月予定）
- ・男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査結果（令和元年9～10月）

(3) 検討体制

条例第8条に基づき、本年5月に三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）へ諮問しました。今後は、10～11月にパブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴き、県議会の議決を経て策定します。

3 基本計画に基づく施策の推進

これまで、基本計画の体系に基づき、そのアクションプランである「実施計画」を策定し、具体の事業や指標・目標項目を定め、総合的に取組を推進してきました。

現行の実施計画の期間は令和2年度で終了することから、第3次基本計画に基づく「第一期実施計画」を令和2年度内に策定し、施策を推進します。

第一期実施計画の期間：令和3年4月～令和8年3月（5年間）

※現行実施計画：平成28年4月～令和3年3月
（5年間、平成29年6月改訂）

4 今後のスケジュール（案）

	基本計画	実施計画
令和2年7～8月	審議会（素案の作成）	
8～9月	審議会（中間案の作成）	
10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）	
10～11月	パブリックコメント	
11～12月	審議会（最終案の作成）	審議会（中間案の作成）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
令和3年1月	審議会からの答申	審議会（最終案の作成）
2月	定例会議 議案提出	
3月	環境生活農林水産常任委員会（議案の説明）	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
3月	策定・公表	

6 「交通安全の保持に関する条例」の改正について（骨子案）

1 経緯

近年、全国的に高齢運転者や子どもに係る社会的影響の大きい交通事故が発生しています。

こういった状況下で、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」を強力に推進し、「県民の皆さんとめざす姿」を実現するためには、気運醸成を図るとともに、オール三重で取り組んでいくことが必要です。

ついては、今後の交通安全の取組を総合的に推進していくことができるよう、「交通安全の保持に関する条例」を改正します。

2 条例改正の考え方

(1) 超高齢社会の進行、交通安全施設の老朽化、新たな安全技術の登場等、交通安全を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しており、安全・安心の社会の実現に向けて、現状をふまえつつ、将来を見据えた内容への見直しをする必要があります。

(2) 令和2年度は、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の初年度であるとともに各種計画の策定等、交通安全の基幹となる施策の見直し実施年度であるため、条例改正の絶好の機会となります。この機会を逃すことなく、オール三重で施策のあり方の見直しに取り組みます。

3 条例骨子案の概要【別紙参照】

条例改正にあたり、有識者、警察、市町、学校関係者、交通安全関係団体等から構成される「交通安全の保持に関する条例の改正にかかる検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置するとともに、パブリックコメント、市町への意見照会を実施する等総合的に検討していきます。

なお、委員からの意見をふまえた条例骨子案の概要は以下のとおりです。

(1) 名称

「三重県交通安全条例（仮称）」に改称します。

(2) 前文

県民誰もが安全・安心に生活できる三重の実現に向けた思い・決意、どのような社会をめざすのかという理念および交通事故の悲惨さを盛り込みます。

(3) 目的

交通安全に関し、県、市町、県民および事業者の責務・役割を明らかにするとともに、高齢者や子ども等の交通弱者に対する配慮、県民および事業者が取り組む活動などについて明記することにより、安全で安心な社会の実現に寄与します。

(4) それぞれの責務と役割

県、市町、県民および事業者の責務・役割を明確化することにより、関係者が一体となってより一層の取組を推進します。

(5) 基本的施策とその目標

	基本的施策	目標
①	道路交通環境整備	計画的な交通安全施設（信号機、路面標示等）の改修
②	高齢者・子どもへの配慮	運転者の意識改革・行動変容（信号機のない横断歩道での一旦停止等）
③	飲酒運転の防止に向けた取組	飲酒運転の根絶
④	歩行者・自転車のルール遵守	歩行者等の意識改革・行動変容
⑤	交通安全教育等の推進	地域特性に応じた交通安全教育の充実
⑥	公共交通の利用促進	運転免許証自主返納推進
⑦	高齢運転者の事故防止対策	高齢運転者の事故減少
⑧	事故被害者対策 ※自転車損害賠償保険の加入促進等	事故被害者の救済
⑨	先進安全技術の普及促進、調査、研究	先進安全技術を活用した事故減少
⑩	その他 ※交通安全運動等のその他施策	多様な交通安全施策の実現

4 今後のスケジュール（案）、

令和2年8月	第1回検討委員会（中間案の検討）
10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
10月～11月	パブリックコメント、市町へ意見照会（中間案意見公募）
11月	第2回検討委員会（最終案の検討）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
令和3年2月	議案提出
3月	環境生活農林水産常任委員会（議案の説明）
4月	条例施行

三重県交通安全条例(仮称)の骨子案

別紙

改正の考え方

- 1 超高齢社会の進行、交通安全施設の老朽化、新たな安全技術の登場等、交通安全を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しており、安全・安心の社会の実現に向けて、現状を踏まえつつ、将来を見据えた内容への見直しを必要とあります。
- 2 令和2年度は、「県民力ビジョン・第三次行動計画」の初年度であるとともに各種計画の策定等交通安全の基幹となる施策の見直し実施年度であるため、条例改正の絶好の機会となります。この機会を逃すことなくオール三重で施策のあり方の見直しに取り組みます。
- 3 現行条例は、現状に合わない条項が残っているため、現状に見合った内容への見直しを必要とあります。

<p>前文</p> <p>○県民誰もが安全・安心に生活できる三重の実現に向けた思い・決意</p> <p>○どのような社会をめざすのかという理念</p> <p>○交通事故の悲惨さ(加害者も被害者も人生が変わってしまう)</p>	<p>基本的施策とその目標</p> <p>①道路交通環境整備⇒計画的な交通安全施設(信号機、路面標示等)の改修</p> <p>・必要な交通安全施設等の整備、実情に合わせて見直し</p> <p>②高齢者・子どもへの配慮⇒運転者の意識改革・行動変容(信号機のない横断歩道での一旦停止等)</p> <p>・高齢者や子どもへの配慮を明記</p> <p>③飲酒運転の防止に向けた取組⇒飲酒運転の根絶</p> <p>・飲酒運転根絶に向けた啓発・取締、飲酒運転0をめざす条例との連動</p> <p>④歩行者・自転車のルール遵守⇒歩行者等の意識改革・行動変容</p> <p>・法令遵守の明記、街頭啓発、学校教育における交通安全教育の充実、反射材等着用の普及促進、危険な行為(ながらスマホ等)の防止を明記</p> <p>⑤交通安全教育等の推進⇒地域特性に応じた交通安全教育の充実</p> <p>・ながら運転の危険性周知、広報啓発、情報発信、研修体制・高齢者教育の充実</p> <p>⑥公共交通の利用促進⇒運転免許証自主返納推進</p> <p>・市町・交通事業者との連携</p> <p>⑦高齢運転者の事故防止対策⇒高齢運転者の事故減少</p> <p>・研修会の開催</p> <p>⑧事故被害者対策⇒事故被害者の救済</p> <p>・自動車任意保険、自転車損害賠償保険の加入促進、被害者救済の必要性、相談窓口の周知</p> <p>⑨先進安全技术の普及促進、調査、研究⇒先進安全技术を活用した事故減少</p> <p>・先進安全技术にかかるとの情報提供</p> <p>⑩その他⇒多様な交通安全施策の実現</p> <p>・交通安全運動、交通安全の日、交通死亡事故多発多発非常事態宣言の明記等</p>						
<p>目的</p> <p>この条例は、交通安全に関し、県、市町、県民及び事業者の責務・役割を明らかにするとともに、高齢者や子ども等の交通弱者に対する配慮、県民及び事業者が取り組む活動などについて明記することにより、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。</p>							
<p>それぞれの責務と役割</p> <p>県</p> <p>○総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>○国、市町、県民、交通安全に携わる団体等と緊密に連携する。</p> <p>○県民、事業者の活動を促進する。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>県民</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○地域の実情に応じた施策を策定し、実施するよう努める。</td> <td>○自ら進んで交通安全に関する活動を行うよう努める。 ○県、市町等が実施する施策に協力するよう努める。 ○車両を運転する際、歩行者等の安全の確保に努める。</td> <td>○事業に使用する車両の安全運行、運転手の健康管理(脳MRI等)、従業員の交通安全教育に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	市町	県民	事業者	○地域の実情に応じた施策を策定し、実施するよう努める。	○自ら進んで交通安全に関する活動を行うよう努める。 ○県、市町等が実施する施策に協力するよう努める。 ○車両を運転する際、歩行者等の安全の確保に努める。	○事業に使用する車両の安全運行、運転手の健康管理(脳MRI等)、従業員の交通安全教育に努める。	<p>今後の予定(案)</p> <p>令和2年8月 第1回検討委員会(中間案の検討)</p> <p>10月 環境生活農林水産常任委員会(中間案の説明)</p> <p>10月～11月 ハブリックコメント、市町へ意見照会(中間案意見公募)</p> <p>11月 第2回検討委員会(最終案の検討)</p> <p>12月 環境生活農林水産常任委員会(最終案の説明)</p> <p>令和3年2月 議案提出</p> <p>4月 条例施行</p>
市町	県民	事業者					
○地域の実情に応じた施策を策定し、実施するよう努める。	○自ら進んで交通安全に関する活動を行うよう努める。 ○県、市町等が実施する施策に協力するよう努める。 ○車両を運転する際、歩行者等の安全の確保に努める。	○事業に使用する車両の安全運行、運転手の健康管理(脳MRI等)、従業員の交通安全教育に努める。					

7 食品ロス削減の取組について

1 経緯

現在、社会問題となっている食品ロス^{*}の削減に向けて、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、都道府県において食品ロス削減の推進計画の策定を求めるとともに、「食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着」や「未利用食品の活用」について取り組むこととされました。

これまで、県では、食品廃棄物の削減等のごみ減量化を促進するため、環境イベントでの規格外食品の販売（もったいない市）やメディア等を活用した広報啓発など、市町等と連携して取り組んできたところであり、今後、法施行をふまえ一層の取組が求められています。

^{*}食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品。

2 現状と課題

(1) 家庭系食品ロス

県内の家庭系食品ロスの状況を把握するため、令和元年度に津市、四日市市および尾鷲市で家庭ごみ組成調査を実施し、その結果等から推計を行ったところ、家庭系食品ロス量は 35 千トンとなり、家庭系食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合は 29%となりました。

全国の食品ロス量の同割合（36%）に比べ低いものの、食品ロスの実態として、手をつけずに直接捨てられる食品が一定程度含まれています。今後、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着を図り、行動につなげていくことが必要です。

表 1 令和元年度に実施した家庭系ごみの組成調査の実施結果等に基づく食品ロス量等の推計（三重県全体、平成 30 年度）

可燃ごみ量 a	家庭系食品廃棄物量 b	家庭系食品ロス量 c	食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合			(参考) 可燃ごみ量に占める食品ロス量の割合 c/a	
			c/b	直接廃棄 (100% 残存)	直接廃棄 (一部 残存)		食べ残し
341 千トン	121 千トン	35 千トン	29%	13%	5%	12%	10%

※四捨五入のため、割合の合計が一致しません。

(2) 事業系食品ロス

県内の事業系食品ロスについて、農林水産省データに基づき推計を行ったところ事業系食品ロス量は 50 千トンとなり、食品ロス量としては食品製造業、外食産業が多く、食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合としては、食品卸売業、食品小売業および外食産業が高くなっています。

また、発生する食品ロス対象物は、食品製造業では規格外品や過剰在庫によるものとなる一方、外食産業では食べ残し等、業種によって排出状況が異なることから、排出特性に応じて、発生抑制や未利用食品の活用などに取り組む必要があります。

表2 農林水産省データ（平成29年度）に基づく事業系の食品廃棄物量および食品ロス量の推計（三重県全体、平成29年度）

	食品廃棄物量		食品ロス量		食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合 e/d	食品ロス対象物
	d		e			
	千トン	%	千トン	%	%	
食品製造業	260	84	22	44	8	製造時に生じる規格外品、過剰在庫
食品卸売業	4	1	2	4	50	納入期限切れ品、過剰在庫
食品小売業	18	6	9	18	50	売れ残り品、季節商品入替
外食産業	26	8	16	32	62	食べ残し、食材の余り
合計	308		50		16	

※四捨五入のため、合計が一致しない箇所があります。

3 今後の取組方向

(1) 家庭系食品ロスの削減

家庭系食品ロスは一般廃棄物であり、その削減には処理責任を有する市町の取組が重要であることから、市町との連携を強化していきます。

これまでの広報啓発の取組に加えて、食品ロス削減に向けて積極的な市町の取組（家庭での食品ロス削減を実践するモニター調査など）について他市町への情報提供等横展開を図るとともに、ごみ組成調査結果をふまえた効果的な取組について市町とともに検討し実施していきます。

また、本年度実施予定のみんつく予算事業「県民参加・体験型食品ロス削減啓発イベント」について、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えつつ、開催検討を進めます。

(2) 事業系食品ロスの削減

① 発生抑制

食品製造業、食品卸売業および食品小売業からの過剰在庫や納入期限切れ等の食品ロスは、業界における自主的な改善取組が進んでいるもののフードチェーン全体での商習慣の見直しなどの取組が必要であることから、国の検討状況を把握しつつ関連企業との意見交換を行いながら、企業と連携し先進的なモデルとなるような取組を進めます。

また、外食産業における食べ残し等の食品ロスについては、全国で実施している食べきりキャンペーンと連動した取組のほか、食品ロス削減に取り組む協力店の情報発信など、引き続き発生抑制を促進します。

② 未利用食品の活用

食品製造業等からの過剰在庫・規格外品の食品や小売業からの売れ残り食品等について、フードバンク活動団体の状況や生活困窮者のニーズをふまえながら、未利用食品の有効活用を進めることが重要です。

7) 状況

食品ロスについて食品関連企業やフードバンク活動団体と意見交換（令和元年10月）を行ったところ、衛生管理やトレーサビリティなど安全性の確保や、必要な方に必要な食品を配布することなどの課題が明らかとなりました。

【食品関連企業からの意見】

- ・衛生管理の規定が設けられていない中での提供は不安
- ・提供食品が横流しされないか不安
- ・賞味期限の残りが短い食品は提供できない

【フードバンク活動団体からの意見】

- ・組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足
- ・認知度が低く、寄附者・利用者のマッチングが行われていない
- ・食品を十分確保し生活困窮者に提供したい
- ・生活困窮者がみえづらく、配布先の確保が難しい

一方、新型コロナウイルス感染症の影響についてフードバンク活動団体に聞き取ったところ、生活困窮者への支援ニーズが増加するとの声があったことから、タイムリーに食品が生活困窮者等に配布できる仕組みが必要です。

1) 仕組みづくり

食品関連企業が安心して食品を提供し、生活困窮者等にタイムリーに配布される仕組みづくりに向けて、まず、食品製造業、食品小売業などの食品関連企業、フードバンク活動団体、県・市町の社会福祉協議会などの関係者と未利用食品の提供に関する仕組みに係る協議を行っていきます。

協議を通して、意見を集約し、一定の方向性がまとまった段階で、会員登録すれば容易にアクセスできるICT（ウェブサイトやアプリ）を活用したシステムを開発、実証運用に取り組み、令和3年度から本格運用を開始する予定です。

(3) 食品ロス削減の計画策定等

家庭系や事業系食品ロスの取組を進めるとともに、食品ロス削減推進法に基づく県の計画については、本年度策定予定の廃棄物処理計画の中に食品ロス削減の取組内容を位置付け、策定していきます。

また、食品ロスの状況や施策効果を把握するため、食品ロスの調査を行い、実態を把握しながら食品ロスの削減対策を進めていきます。

なお、計画策定や施策推進については、経済・社会・環境の側面から総合的に取り組もうとするSDGsの観点から、関係者や庁内各課と連携して取り組めます。

8 三重県認定リサイクル製品および県の購入・使用の状況等について

1 三重県認定リサイクル制度の概要

(1) 「三重県リサイクル製品利用推進条例」(以下、「条例」という。)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年3月に議員提案により制定されました。条例において、県は、毎年度、認定リサイクル製品の使用および購入の状況を公表することとされており、今回報告するものです。

(2) リサイクル製品の認定にあたっては、県内で生産・加工されていること、再生資源等の県内発生割合が50%以上であること、環境の保全に関する法令が遵守されていること、製品の品質および安全性が基準に適合する等を認定基準としており、同基準への適合状況等を現地調査や認定審査会などを通じて審査、認定します。

リサイクル製品の品質および安全性の管理については、認定生産者の義務とし、毎年1回、認定基準適合状況報告書の提出がなされています。そのほか、県において立入検査等により認定基準の適合状況等について定期的に確認しています。

(3) リサイクル製品の利用の推進については、県の行う工事または物品の調達において、県自ら認定リサイクル製品を優先的に購入・使用するとともに、広報・啓発を行うことで、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ることとしています。

2 令和元年度の結果

(1) 認定

令和元年度は、リサイクル製品 18 製品(新規3製品、更新15製品)を認定しました。令和元年度末現在の認定リサイクル製品数は66製品で、製品数は減少傾向にあります。

リサイクル製品認定状況(各年度末現在)

(単位:製品)

	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合計 〇内は 認定生産者数
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事中看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和元年度	60	3	2	1	66(39)
平成30年度	61	3	2	1	67(40)
平成29年度	61	6	2	1	70(42)
平成28年度	64	6	2	1	73(41)
平成27年度	72	7	2	1	82(45)

(2) 品質および安全性の確認

認定リサイクル製品の品質および安全性等については、リサイクル製品の認定時の確認に加え、認定基準適合状況報告書により確認を行いました。また、令和元年度は25認定生産者（35製品）に対して立入検査を実施するとともに、35サンプルを収去・分析したところ、全ての製品が認定基準に適合し安全性が確保されていることが確認できました。

(3) 県による購入・使用

認定リサイクル製品の県発注工事等での購入・使用実績は次の表のとおりです。令和元年度の実績は、約6億1,300万円で、公共事業等投資的経費が減少するなか、購入・使用実績も減少傾向にあります。

県による購入・使用状況

(単位：千円)

	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合計
	(改良土、コンクリート二次製品等)	(工事中看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和元年度	612,169	621	0	0	612,790
平成30年度	625,301	735	228	0	626,264
平成29年度	632,618	803	1,318	0	634,739
平成28年度	661,481	109	0	0	661,590
平成27年度	676,125	0	0	0	676,125

(4) 購入・使用の推進

認定リサイクル製品の購入・使用を推進するため、県ホームページへの掲載や、県内事業者・市町等へのパンフレットの配布などによりPRを行いました。

また、県の地域機関等を対象とした公共工事に関する研修会の場において、認定リサイクル製品の購入・使用について働きかけるとともに、県公共工事で発注前に認定リサイクル製品の使用が可能かを確認することなどにより、県による購入・使用に取り組みました。

3 今後の対応

リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に照らして厳格に審査を行っていくとともに、認定済のリサイクル製品についても、認定生産者等に対して立入検査を実施するなど、引き続き品質および安全性等の確保に努めていきます。

また、県のほか事業者・市町等に対しても認定リサイクル製品の優先的な購入・使用を求めていくほか、事業者のニーズを把握し県工業研究所等による製品開発の技術的支援など認定製品数の増加に向けて取り組んでまいります。

9 各種審議会等の審議状況について

(令和2年2月18日～6月2日)

1 三重県環境審議会 三重県廃棄物処理計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	令和2年5月13日(書面開催)
3 委員	委員 酒井 俊典 委員 小川 和之 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	現行「三重県廃棄物処理計画」の進捗状況、点検・評価および次期「三重県廃棄物処理計画」の方向性について、書面により意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日： 令和2年8月頃 今後の予定： 次期「三重県廃棄物処理計画」に係る基本的な考え方を令和2年8月頃までに整理した後、令和2年11月頃に中間案を、令和3年2月頃に最終案を取りまとめる予定

2 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	(1) 令和2年3月9日、(2) 4月20日(両日書面開催)
3 委員	会長 梅村 光久 委員 二井 睦 他10名
4 諮問事項	(1) 各種学校の廃止認可について 他1件 (2) なし
5 調査審議結果	(1) 各種学校および専修学校の廃止認可について審議され、2件全て「認可することに異議はない」と答申された。 (2) 各種学校の設置計画等について、書面により意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日： 令和2年8月頃

3 三重県公文書等管理審査会

1 審議会等の名称	三重県公文書等管理審査会
2 開催年月日	(1) 令和2年3月11日、(2) 3月25日
3 委員	委員 長 原田 大樹 委員 岩崎 奈緒子 委員 長尾 英介 他2名
4 諮問事項	(1) (2) 特定歴史公文書等の利用等に関する規則(案)について
5 調査審議結果	諮問事項について、調査審議が行われ、答申が決定された。
6 備考	

4 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和2年3月17日（書面開催）
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 大川 暢彦 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の進捗状況および令和2年度事業について、書面により意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年7月頃（予定）

5 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和2年2月18日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の進捗状況および令和2年度事業について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年7月頃（予定）

6 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和2年3月13日（書面開催）
3 委員	会 長 岡野 友彦 副会長 吉田 悦之 委 員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の進捗状況および令和2年度事業について、書面により意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年7月頃（予定）

7 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	令和2年2月25日
3 委員	小委員会委員長 太田 清久 他9名
4 諮問事項	都市計画道路鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、審議が行われた。 審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、令和2年3月23日に答申された。
6 備考	

8 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和2年5月25日（書面開催）
3 委員	会 長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委 員 秋吉 しのぶ 他15名 【委員総数18名】
4 諮問事項	第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について
5 調査審議結果	第3次三重県男女共同参画基本計画の策定方針および県が実施する男女共同参画施策の令和元年度実施状況の評価の実施方法等について、書面により審議が行われた。
6 備考	次回開催日および今後の予定： 令和2年7月に、各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施する予定